防災とボランティア週間

家庭で防災対策の確認を

1/15（土）～21（金）

平成７年１月17日に発生した阪神・淡路大震災において、ボランティア活動や住民の自発的な活動により、多くの方が救助されました。これ以降、災害時におけるボランティア活動の重要性が再認識され、毎年１月17日は「防災とボランティアの日」、１月15日～21日までは「防災とボランティア週間」と定められています。

この機会にぜひ各家庭の防災対策をご確認ください。

必ず家具の転倒防止を

阪神・淡路大震災犠牲者の大部分は、住宅の倒壊や家具転倒による圧死、窒息死でした。

家具等の転倒防止は比較的簡単にできる防災対策です。区では家具転倒防止器具等防災用品のあっせんも行っています。ぜひご活用ください。

問 防災課災害対策係
☎（３６４７）９５８７
FAX（３６４７）８４４０

［高齢者・障害者のみの世帯に家具転倒防止器具を設置］

区では65歳以上の高齢者のみの世帯、または身体障害者手帳１級・２級、愛の手帳１度～３度の方のいる世帯（障害者のみの世帯、または同居の家族が65歳以上の世帯）に家具転倒防止器具の設置を無料で行っています（１世帯３点まで、１回限り。すでに当事業を利用し、設置済の方は対象となりません）。該当される方はお問い合わせください。

問 ［高齢の方］介護保険課在宅支援係
☎（３６４７）４３１９
FAX（３６４７）９４６６
または最寄りの各長寿サポートセンター

［障害のある方］障害者支援課身体障害相談係
☎（３６４７）４９５３
FAX（３６４７）４９１０
愛の手帳相談係
☎（３６４７）４９５４
FAX（３６４７）４９１０

食料等の備蓄を行いましょう

区で行っている食料備蓄は災害時に避難所で生活せざるを得ない方15万２千人（想定）の１日分（３食分）のみです。飲料水に関しては区内給水拠点や拠点避難所の受水槽の水を活用することになっています。

家庭では最低でも３日分、できれば１週間分の水・食料を備蓄しましょう。また、災害時や急な停電等でトイレが使用できなくなった時のための携帯トイレや、マスク・アルコール消毒液等の衛生用品、その他生活必需品の備蓄についても平常時から検討しておきましょう。

「我が家ルール」の取り決めを

災害はいつ起こるかわかりません。発生時に家族が別々の場所にいる場合や、発生により離ればなれになることも考えられます。お互いにどう連絡を取り、どのような経路で避難し、どこで落ち合うのかを家庭内で決めておくことが重要です。電話やメールがつながりにくくなることを考慮して下の欄外に記載の「災害用伝言ダイヤル（１７１）」の利用方法を覚えておきましょう。

また、避難所に人が多く集まることで、新型コロナウイルスなどの感染症が拡大するリスクがあります。避難とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は避難所へ行く必要はありません。自宅で安全が確保できる場合は在宅での避難をする、もしくは知人や親戚（せき）宅への避難をするといった、さまざまな災害時の避難方法を検討しておきましょう。

区では、避難所や避難場所の位置・災害時の心得・非常持出品リストなどを掲載した防災マップ（区内全図版１種類、各地区版５種類、外国語版３種類）を配布しています。

［防災マップ配布場所］こうとう情報ステーション（区役所２階）、防災課（区役所隣防災センター４階）、豊洲特別出張所・各出張所、各図書館※区ホームページにも掲載しています。

災害協力隊の結成・加入を

災害協力隊は、各町会・自治会やマンションごとの管理組合等を中心に地域の住民が互いに助け合い、組織的に行動して被害を最小限に抑えるために結成されている自主防災組織で、約３２０隊が活動しています。

区では災害協力隊を育成し、技術の向上を図るため、さまざまな支援を行っています。集合住宅等で災害協力隊が結成されていない場合は、地域の災害協力隊への参加や、新たな災害協力隊の結成をご検討ください。

問 防災課災害対策係
☎（３６４７）９５８７
FAX（３６４７）８４４０

東京消防庁災害時支援ボランティア募集

東京消防庁では、震災などの発生時に消防署の後方支援活動を行う登録制のボランティアを募集しています。活動には、消防署への事前登録が必要です。詳細は最寄りの消防署へお問い合わせください。

問 深川消防署（木場３－18－10）
☎（３６４２）０１１９
FAX（３６４１）４４２２
城東消防署（亀戸６－42－９）
☎（３６３７）０１１９
FAX（３６８３）５３８０

ご存知ですか

運転免許の自主返納

近年、高齢ドライバーによる交通事故が社会問題化しています。個人差はありますが、加齢により身体機能や判断力が低下し、運転時の操作ミスが起こりやすくなります。

運転に不安を感じるようになった方、周囲に運転が心配な方がいる場合はお近くの警察署にご相談ください。

［運転免許証の自主返納］

運転免許が不要になった方、運転に不安を感じるようになった方は、都内各運転免許試験場、免許更新センター、各警察署で自主返納ができます。

運転経歴証明書の交付申請

運転免許証の有効期間内に返納すると、公的な身分証明書として使える「運転経歴証明書」の交付申請ができます※身分証明書としての利用は、一部対応していない機関があります。

［申請場所］

①有効期間内の運転免許証をお持ちの方…都内各運転免許試験場、免許更新センター、各警察署で申請できます。

②自主返納した日から５年以内の方…都内各運転免許試験場でのみ申請できます。

［申請日時］

○都内各運転免許試験場
月～金曜の午前８時半から午後４時まで
日曜の午前８時半から正午、午後１時から４時まで

○免許更新センター、各警察署
月～金曜の午前８時半から午後４時半まで

［交付申請に必要なもの］

○運転免許証（②の方は不要）
○手数料１、１００円
○申請用写真（縦３センチメートル×横２・４センチメートル）
○身分証明書等（①の方は不要）

問 交通対策課交通係
☎（３６４７）４７８４
FAX（３６４７）９２８７

▲詳細は区ホームページをご覧ください

［運転免許の返納に関すること］

深川警察署交通総務係
☎（３６４１）０１１０
城東警察署交通総務係
☎（３６９９）０１１０
東京湾岸警察署交通総務係
☎（３５７０）０１１０
江東運転免許試験場
☎（３６９９）１１５１

新型コロナウイルス感染症の影響により

税、保険料の納付が困難な方へ まずはご相談ください

法令・条例に基づく猶予制度や延滞金の減免、一定期間内での分割納付等を受けられる場合があります。皆さんの抱えている課題をお聞きしながら、最適な納付方法等をご提案します。

こんなときは まずご相談ください

新型コロナウイルス感染症の影響により

○収入が大きく減少してしまい期限通りの納付が難しい。

○事業をやむなく休廃業したがどうすればよいか。

○海外から帰国できず期限通りの納付が難しい。

対象となる税、保険料

特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料

相談はこちらへ

［特別区民税・都民税・軽自動車税（種別割）］

問 納税課徴収第一・第二係
☎（３６４７）４１５３
FAX（３６４７）８６４６

［国民健康保険料・後期高齢者医療保険料］

①保険料の減免について

問 医療保険課資格賦課係
☎（３６４７）８５２０
FAX（３６４７）８４４３

②保険料の分割納付に関する問合せ

問 医療保険課保険料係
☎（３６４７）３１６９
FAX（３６４７）８４４３

［国民年金保険料］

問 江東年金事務所
☎（３６８３）１２３１
FAX（３６８１）６５４９
区民課年金係
☎（３６４７）１１３１
FAX（３６４７）９４１５

［介護保険料］

問 介護保険課資格保険料係
☎（３６４７）９４９３
FAX（３６４７）９４６６